

〈2018 年度企画の趣旨〉

「中世における原罪論の諸相」というテーマで企画された 2 年にわたるシンポジウムの目的は、創世記における「神の像」としての人間理解とともに西欧の人間理解の基本となっている原罪論を、その生成過程に焦点を当てて考察し、それがどのように中世に受け継がれたかを歴史的に辿ることにある。というのも原罪論は、原初の人祖、アダムとエヴァが犯した罪が生殖と出産を通じて次の世代に遺伝するとの考えを含む限り、現代人には理解しがたい教説であり、特にこの教義が生殖や出産に直接関わる限り、女性を貶める結果となっていることが最近のフェミニズムやジェンダー論において指摘されているからである。

矢内義顕による今年の特別報告「中世における原罪論の展開——アンセルムスからトマス・アクィナスへ」によれば、原罪論はペラギウス派との論争が生じたアウグスティヌスの時代に、この問題に対処するために開催された 418 年のカルタゴ教会会議で初めて問題化され、その約 100 年後の 529 年の第二オランジュ教会会議を経て、宗教改革期の 1546 年に開催されたトレント公会議第五総会において「原罪についての教令」が提起された。その内容は原罪を「聖性と義」の喪失と規定し、またしばしば原罪と同一視された「情欲」を、罪の結果としての罪への傾きとするもので、これらの規定の背後には、11 世紀から 13 世紀に至る原罪に関する思索があるという。

このように聖書に直接の記述がないにもかかわらず、原罪論の教義がいくつもの教義論争を通じてキリスト教の主要な教義として発展を遂げ、広く受け入れられていったとすれば、聖書における基本的な人間理解の主題に着目しつつ、時代状況と共にその理解が変動するジェンダーやセクシュアリティに関わる教義化の問題をその変奏として、歴史—批判的に辿ることが必要ではないか。つまり創世記の冒頭に記された人間の創造における「神の像」としての人間観や男女の平等性の基本的理解を主題として、現代の視点からその意義を新たに考察すると共に、教会史に見られるジェンダーやセクシュアリティに関わる人間理解をその変奏として、その成立の過程を歴史—批判的に辿ることが現代において求められているように思われる。

シンポジウムの開始に当たってまず、「原罪 (peccatum originale) とは、最初の人アダムが犯した最初の違反 (始原罪) の結果として、彼の子孫が生殖行為をとおして受け継ぐことになった罪 (peccatum hereditarium)」である」ことが確認された。原罪論について明らかにするためには、その端緒となる始原罪について記された創世記の墮罪物語について理解する必要がある。宮本久雄による特別報告「木の実の誘惑——創世記と告白」では既成の原罪論を、現代において深刻に問われている「根源悪」(das radikale Böse) の問題として考察する新たな視点が示された。それは歴史的キリスト教が原罪のテキストとして解釈した創世記 2-3 章と、それを参照したとされるアウグスティヌスの「梨の実の盗み」のエピソードを再吟味することを通じて、根源悪の現象にひき裂かれてゆく現代世界へのメッセージを見出す試みである。特にこのシンポジウムの趣旨との関連で重要なのは、アウグスティヌスにおける根源悪の理解からは、「アウグスティヌスのいう遺伝による原罪伝播は最早考え議論される必要がない」との指摘がなされたことである。

特別報告を受けて今年のシンポジウムでは、オリゲネスの聖書解釈を扱った出村みや子の提題において、I テモテ 2 章 14 節「アダムはだまされませんでした、女はだまされて、罪を犯してしまいました」のような反女性的な創世記解釈に対して、オリゲネスがヨハネ福音書 8 章 44 節やローマ書 5 章に基づいて、これを人類の罪の問題であることを再確認していることが指摘された。次に、嘘の概念に注目したアウグスティヌスの箇所を考察した佐藤真基子の提題では、彼の楽園神話解釈に示された人間理解を明らかにする試みがなされ、根源悪の理解を深める提題となった。さらにペラギウス派による原罪論批判の問題を扱った山田望の提題では、最近のペラギウス研究の進展を踏まえてこれまでとは大きく異なるペラギウス像が示されると共に、ペラギウス論争の政治的背景についても明らかにされた。

2018 年度は以上の議論を踏まえ、ラテン中世における原罪論の展開を辿る。トマス・アクィナスの原罪論について論じた山口雅広の提題では、まず啓蒙主義や進化論を経た現代において原罪論に含まれる罪の遺伝という考えを肯定することが困難であるとの指摘がなされると共に、アクィナスはアダムが第一の罪を犯して以来、人間が原初的な義を失っているという根本問題に目を向けて原罪の問題と取り組んでいることが示された。次にオッカムのウィリアムの原罪論を扱った辻内宣博の提題では、原罪が

「原初的正義の喪失」と「永遠の生に値しない者であること」の二つの観点に分けて語られ、「神の絶対的能力」と人間の救済の関係が論じられていることが示された。さらに 12 世紀の女性神学者のビンゲンのヒルデガルトを取り上げた佐藤直子の提題では、「(心の) 貧しい者」であることと並んで明確に「女性」預言者であるとの意識を持つヒルデガルトに「原罪」の問題がどのように視られていたのかが論じられた。

2 年間のシンポジウムを通して、既成の原罪論がジェンダーやセクシュアリティに関わる各時代の意識や政治状況との関わりにおいて教義的發展を遂げてきたことが示されると同時に、原罪の問題との取り組みが、現代にも通じる根源悪の問題や人類の救済の可能性を探る糸口ともなってきたことが明らかになったように思われる。最後に、原罪論が歴史的に女性の抑圧につながる要素を孕んできたことから、「女性」への目配りを保持するという当初の課題にも応えられていることを願う。

2017-18 年度シンポジウム企画委員：

佐藤真基子，佐藤直子，出村みや子（文責）